

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第30号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2企画総務部長の項中第20号を第22号とし、第3号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 会計年度任用職員の任用に関する事。
- (4) 育児休業、部分休業及び介護休暇の承認に関する事。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)